

## 甲佐町道路占用料徴収条例（改正案と現行との比較）

占用物件		占用料				
		改正 (R8. 4. 1～)		現行 (～R8. 3. 31)		
		単位	金額	金額 (現行)	占用物件 (現行)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物 (電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆用電話所、広告塔その他これらに類する工作物)	第1種電柱	1本につき1年	600円	年770円/本	電柱	
	第2種電柱		920円			
	第3種電柱		1200円			
	第1種電話柱		540円	年690円/本	電話柱	
	第2種電話柱		860円			
	第3種電話柱		1200円			
	その他の柱類		54円	年80円/本 (道路敷内) 年50円/本 (道路敷外)	鈴らん灯・街灯類	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5円	—	—
	地下に設ける電線その他の線類		—	3円	—	—
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	530円	—	—
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	320円	—	—
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		—	1100円	—	—
	郵便差出箱及び借書便差出箱		1個につき1年	450円	—	—
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	550円	—	—
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1100円	年770円/基	組立柱、鉄骨又は鉄塔		
法第32条第1項第2号に掲げる物件 (水管、下水道管、ガス管、その他これらに類する物件)	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	23円	年140円/㎡	地下埋設物	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		32円			
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		48円			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		64円			
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		97円			
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130円			
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		230円			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		320円			
外径が1メートル以上のもの	640円	—	—	—		
法第32条第1項第3号に掲げる施設 (鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設)	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円	—
			その他のもの		11円	—
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	860円	—	—
		その他のもの	上空に設けるもの	540円	—	—
	その他のもの	地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	320円	—	—
		その他のもの	—	1100円	—	—
法第32条第1項第4号に掲げる施設 (歩廊、雪よけその他これらに類する施設)	—	—	1100円	—	—	
法第32条第1項第5号に掲げる施設 (地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設)	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	AI=0.004を乗じて得た額	—	
		階数が2のもの		AI=0.006を乗じて得た額	—	
		階数が3以上のもの		AI=0.007を乗じて得た額	—	
		上空に設ける通路		270円	—	
		地下に設ける通路		160円	—	
その他のもの	—	1100円	年200円/㎡	通路		
法第32条第1項第6号に掲げる施設 (露店、商品置場その他これらに類する施設)	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	5円	—	—	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	55円	—	—	
令第7条第1号に掲げる物件 (看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕、アーチ)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	55円	—	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	550円	—	
	標識	1本につき1年	860円	年850円/本	標識類	
	旗ざお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	5円	月110円/本	旗ざお、のぼり類
		その他のもの	1本につき1月	55円	—	—
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	5円	月110円/枚	横断幕
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	55円	—	—	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	550円	—	—	
その他のもの	—	270円	—	—	—	
令第7条第2号に掲げる工作物 (太陽光発電設備及び風力発電設備)	—	—	1100円	—	—	
令第7条第3号に掲げる施設 (洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設)	—	—	AI=0.031を乗じて得た額	—	—	
令第7条第4号に掲げる工事用施設 (工事用板間、足場、詰所その他の工事用施設) 及び同条第5号に掲げる工事用材料 (土石、竹木、瓦その他の工事用材料)	—	—	55円	月110円/㎡	仮設物	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物 (防火地域内で耐火建築物を建設する工事中に必要な仮設建築物) 及び同条第7号に掲げる施設 (防災街区(老朽木造密集市街地)整備事業の実施に必要な一時収容施設)	—	—	110円	—	—	

1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線、(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

5 AIは、近傍類似の土地の固定資産税評価額を表すものとする。

6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さ0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。